

プランター等設置助成金事前調査票

【事前調査事項】

プランター等設置予定の所在地	☐ 上記住所と同じ ☐ 上記住所と異なる (台東区)
プランター等設置予定の建築物及び接道部について、本助成を受けたことが	☐ ある (年 月頃) ※本助成を受けてから10年を経過していない建築物は対象外です。 ☐ ない
プランター等設置予定の建築物及び接道部について、国・都を含む、緑地・緑化に関する助成・補助を受けたことが	☐ ない ※受けたことがある場合は対象外です。
建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)に規定する避難経路の妨げにならない箇所、落下防止対策のため足掛かりにならない箇所、集合住宅の管理規約等において設置が禁止されていない箇所等に設置する必要があります。	☐ 左記の内容を確認しました。
プランター等購入・設置の予定	年 月 ~ 年 月

※申請書等は、プリンター等の設置が完了した日の属する年度の3月15日（閉庁日の場合は次の開庁日）までに提出する必要があります。

下記の内容を確認しました。

年 月 日

住所

氏 名

$$(\times)$$

電話番号

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

【本助成制度における各定義は下記のとおりです】

①プランター等

植栽基盤として設置するプランター、ハンギングバスケット又は花壇（地植えを含む）をいう（プランターは1基当たりの幅が30センチメートル以上、ハンギングバスケットは1基当たりの幅が25センチメートル以上、花壇は1区画当たりの幅が30センチメートル以上のもの）。

②花卉

花を觀賞するための一年草、多年草等をいう（樹木の花は含めない）。

③接道部

道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に面した部分から奥行き4メートル以内の部分（道路から塀やフェンスで見通しが妨げられない箇所に限る）をいう。

④敷地

1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

⑤屋上等

建築物の屋上又はバルコニー（建築物の外壁から張り出して設けられた手すり付きの屋根のない屋外スペース）をいう。

⑥壁面

建築物の壁をいう。

⑦ベランダ

建築物の外側から張り出して設けられた手すり付きの屋根のある屋外スペースをいう。

【助成対象要件】

①屋上等、壁面、接道部、ベランダに新たに購入したプランター等を設置し、花卉を植栽すること。

②建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定する避難経路の妨げにならない箇所、また落下防止対策のため足掛かりにならない箇所、管理規約等において設置が禁止されていない箇所などに設置すること。

③個人にあっては住民税、法人にあっては事業税を滞納していないこと。

④自らの所有に属さない敷地、建築物に設置する場合は、所有者の承諾を得ていること。

⑤個人にあっては「我が家のCO2ダイエット宣言」、法人にあっては「我が社のCO2ダイエット宣言」をしていること。

⑥本助成を受けたことがある場合は、10年を経過していること。

⑦他の制度で緑地部分について助成金又は補助金を受けていないこと。

【助成対象面積】

①助成の対象となるプランター等設置面積（単位は平方メートルとし、小数点以下第3位を四捨五入する）は、0.25平方メートル以上とする。

②算定に当たっては、複数の場所にプランター等（新たに購入したものに限り）を設置する場合にはその緑化面積を合算する。

【本助成を受けた場合、下記の管理に努めていただきます】

プランター等及び植栽を常に良好な状態で管理し、区内の緑被率の向上並びに地球温暖化防止及びヒートアイランド対策に努めること。

【本助成を受けた場合、下記の内容を遵守してください】

区が必要に応じて行うプランター等の維持管理状況の調査に協力すること。